

● 子ども・子育て支援新制度における利用者負担(保育料)の問題点

資料4 附属資料

1 子ども・子育て支援新制度とは

- 新制度は、子育て家庭のために、教育・保育・子育て支援の量的拡充と質的改善を図ることを目的として創設。
- 国は「すべての家庭が安心して子育てができ、育てる喜びを感じられるために」「消費税増税分を活用して子育てを社会全体で支える」制度と説明。

2 新制度開始に伴い、保育料の決定方法が変更

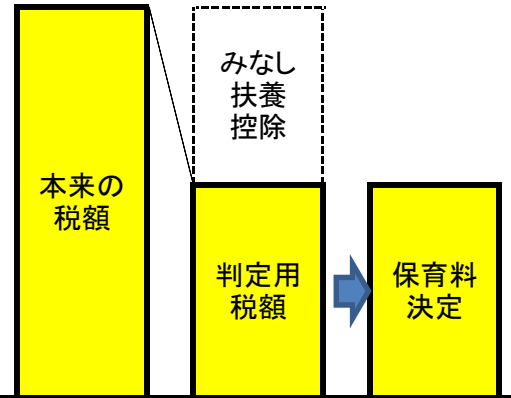
- これまで所得税額で階層の決定をしていたものを、住民税所得割額に変更。それに伴い、それまでみなし適用していた年少扶養控除・特定扶養控除(以下「みなし扶養控除」という)が廃止となり、子どもが多い世帯ほど負担はアップ(図②)。

3 国は経過措置を設けるものの、実施は「市区町村の判断」

- 国は、当初、「値上げになってもやむなし」との見解。市区町村等からの批判を受け、「H26末までの在園児に限り、経過措置として従前の仕組みをとってもよい」と方針変更。
- ただし、経過措置を導入するかどうかは「市区町村の判断」とし、責任を市区町村に委ねたため、全国的な制度のはずなのに、住む市区町村の財政力の違いで対応に差が出る可能性がある。

従前の保育料決定(～H26)

【前年の所得税額で階層を決定】

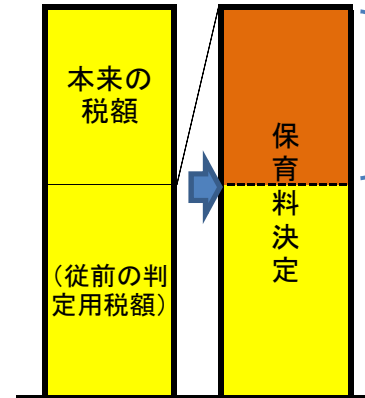


- ①「みなし扶養控除」の額は、子どもの数に比例。
- ②子どもが多い世帯ほど「みなし扶養控除」が大きく、保育料判定用の税額は小さくなる。
- ③判定用の税額が小さいほど、保育料負担は小さくなる仕組みだった。

多子世帯にやさしい仕組み

新制度の保育料決定(H27～)

【前年の住民税所得割額で階層を決定】



- ①「みなし扶養控除」廃止。
- ②子ども2人の世帯は、「みなし扶養控除」適用したものと同一保育料になるよう設定。
- ③子どもが3人以上の世帯については、子どもの数が増えるほど「みなし扶養控除」廃止の影響を大きく受ける。

多子世帯ほど保育料が大幅値上げ

喫緊の国策である少子化対策に逆行。「子育て家庭のために」という新制度の理念とも乖離。

利用者負担のあり方は、国の責任で全国統一すべき。また、軽減措置は拡大すべき。

国への
要請

少子化対策に寄与する利用者負担の再構築を

軽減措置の拡大と、それに伴う財政支援を